

## 不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 6

不利益処分の内容	悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、排出防止設備の改良、その他悪臭原因物の排出減少措置の実施命令
根拠法令及び条項	悪臭防止法第8条第2項
関係条項	
処 分 基 準	<p>1 工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域 茅ヶ崎市の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により農業振興地域に指定された地域を除く区域</p> <p>2 規制基準</p> <p>(1) 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準</p> <p>ア 第一種区域(規制地域のうち都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。)臭気指数10</p> <p>イ 第二種区域(第一種区域を除く区域をいう。)臭気指数15</p> <p>(2) 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準</p> <p>(1)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39条。以下「省令」という。)第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数</p> <p>(3) 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準(1)に定める規制基準を基礎として、省令第6条の3に定める方法により算出した臭気指数</p>
基 準 (未設定の場合はその理由)	
参 考 事 項	ハンドブック悪臭防止法(株)ぎょうせい
設 定 等 年 月 日	平成9年10月1日設定(平成17年1月1日最終変更)